○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同一〇七）　五三七
○生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件の一部を改正する件（同一〇八）
○相続税法施行令第一条の二第一項第七号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件の一部を改正する件（同一〇九）
○相続税法施行令第一条の二第二項第五号に規定する傷害共済に係る契約を指定する等の件の一部を改正する件（同一一〇）
○輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十六年度における輸入基準数量を定める件（同一一一）
○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件（同一一二）　五三八
○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十六年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十六年度における輸入基準数量を定める件（同一一三）
○国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準の一部を改正する件（同一一四）
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（同一一五）

○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**厚生労働**一九九）　五三八
○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件（同二〇〇）
○農業改良資金融通法第四条の農林水産大臣が指定する地域の一部を改正する件（**農林水産**四八七）　五三九
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同四八八）
○中華人民共和国を原産地とする貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程を廃止する件（**経済産業**七〇）
○租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定める件（同七一）　五四三
○租税特別措置法施行規則第二十一条第一項、第二項及び第四項並びに第二十二条の四十五第二項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続きを定める件（同七二）
○租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する件（同七三）　五四六

○租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件（同七四）　五四六
○平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を改正する件（**国土交通**四二七）
○住生活基本法第十二条の規定に基づき、国が密集市街地の整備改善を通じた地域における居住環境の維持及び向上を図るため講ずべき施策を定める件（同四二八）
○租税特別措置法施行令第二十五条第十二項及び第三十九条の七第六項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を定める件（同四二九）　五四七
○租税特別措置法第四十一条第二十四項等の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件（同四三〇）
○租税特別措置法第四十一条第二十四項等の規定の適用を受けようとする場合要耐震改修住宅が耐震基準に適合することについての証明書の様式を定める件（同四三一）　五五〇
○租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第三号の規定に基づき、家屋のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（同四三二）　五五一
○租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に関する基準を定める件（同四三三）

○租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を定める件（同四三四）　五五一
○租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を定める件（同四三五）　五五二
○租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第七号の規定に基づき、家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を定める件（同四三六）　五五四
○地方税法第七十三条の二十七の二の規定の適用を受けようとする場合の証明書の様式を定める件（同四三七）　五五五
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする場合の要耐震改修住宅が耐震基準に適合することについての証明書の様式を定める件（同四三九）　五五八
○平成十五年国土交通省告示第四百十六号の一部を改正する件（同四四〇）
○平成十五年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件（同四四一）

（以下次のページへ続く）